

令和元年 8 月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業実施要領の制定について

元 生 産 第 1102 号
元 政 統 第 1113 号
令和元年 10 月 31 日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官通知

改正 令和元年 11 月 27 日 元生産第 1268 号

改正 令和元年 11 月 27 日 元政統第 1247 号

最終改正 令和 2 年 2 月 5 日 元生産第 1676 号

最終改正 令和 2 年 2 月 5 日 元政統第 1662 号

この度、令和元年 8 月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり令和元年 8 月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導を願いたい。

令和元年 8 月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業 実施要領

第 1 趣旨

令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）、台風第 19 号及び 10 月の低気圧等による大雨（以下「8 月大雨等」という。）の影響により、各地域で作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知。）第 2 のただし書に基づく緊急対策及び別紙 2 のⅡの第 1 の 3 の（3）に基づく緊急対策として実施する。

第 2 事業内容

各事業の内容、間接補助事業者等の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要綱本体に定めるもののほか、別記 1 から別記 3 までのとおりとする。

- 1 別記 1 産地緊急支援対策
- 2 別記 2 果樹産地再生支援対策
- 3 別記 3 茶産地再生支援対策

第 3 事業実施期間

本事業の実施期間は令和元年 10 月 31 日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

第 4 支援対象

事業実施主体又は受益農家が、8 月大雨等による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

第 5 留意事項

- 1 農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益者に対して、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済又は収入保険等への加入を促すものとする。

- 2 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さを

処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

附 則

この通知は、令和元年10月31日から施行し、令和元年8月13日以後に助成対象者が行う取組について適用する。

附 則

この通知は、令和元年11月27日から施行し、令和元年8月13日以後に助成対象者が行う取組について適用する。

附 則

この通知は、令和2年2月5日から施行し、令和元年8月13日以後に助成対象者が行う取組について適用する。